

飯田橋四コマ劇場

～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 安心セカンドライフへの道～



東京都消費生活総合センター

はじめに

「消費者被害は自分とは関係ない」「私は大丈夫」とつい考えがちですが、最近の悪質商法は、手口がより巧妙に、より悪質になってきており、誰もがだまされる可能性があります。特に、そろそろセカンドライフを考える時期のシニア世代の被害が増えています。

そこで、アニキとコ・ブ・ンの出番！悪質商法の手口やよくある消費者トラブル事例などをわかりやすく4コマ漫画で紹介します。多くの事例や注意すべきポイントを知って、安心で充実したセカンドライフを過ごすために、是非お役立てください。

あなたのそばの 東京都消費生活総合センター



目次

○くらしに潜む悪質商法編

1 利殖商法（金融・投資）	P 2
2 利殖商法（不動産投資）	P 3
3 架空請求（ワンクリック詐欺）	P 4
4 還付金詐欺	P 5
5 原野商法（二次被害）	P 6
6 通販トラブル	P 7
7 点検商法	P 8
8 催眠商法・体験談商法	P 9
9 かたり商法	P 10
10 ほめあげ商法	P 11
11 当選商法	P 12
12 振り込め詐欺	P 13
13 送り付け商法	P 14
14 住宅リフォームトラブル	P 15
15 有料老人ホームトラブル	P 16

○くらしに役立つ知識編

16 エンディングノートと遺言書	P 17
17 終活（葬儀とお墓）	P 18
18 成年後見制度	P 19
19 テーリング・オフ	P 20



利殖商法（金融投資）



「値上がり確実」「必ず儲かる」などを強調して、投資や出資を勧誘する商法です。「金融機関の金利が低いので何とかしたい」「年金だけで暮らせるのか心配だ」などの心理を巧みにつき、未公開株、社債、外国の通貨、事業への投資など、日頃ないじみの薄い利殖話を「今がチャンス」「あなただけ」と勧められ、被害にあうことが多いです。



- ①「必ず儲かる」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しない。
- ②内容がよく理解できないうときはきっぱりと断りましょう。



A社から「水源地の権利を買わないか」というダイレクトメールが届き、B社からは、「A社からの水源地の権利を高値で買取るので代わりに買って欲しい」と投資欲をおられA社から権利を購入。その後、B社へ買取ってもらうために電話をしても追加購入したら買取るなどと言われ、結局、A社もB社も連絡がつかなくなる。

不動産投資では、このような「劇場型勧誘」による被害が多くみられます。

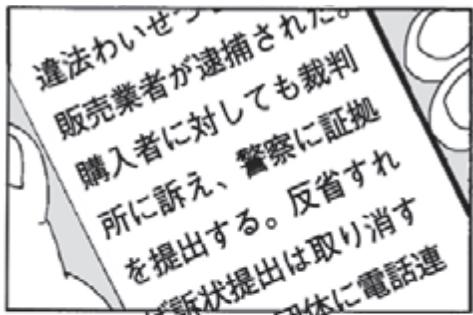


これだけは
覚えておこう！

①被害にあわないためには、儲け話を安易に信じないことです。

②すぐに契約はせずに、家族や知人に相談しましょう。

3 架空請求(ワンクリック詐欺)



パソコンやスマートフォン、携帯電話などでアダルトサイトへアクセスし、何気なく「18歳以上」のボタンを押しただけで、「登録完了」「料金〇万円」と表示されます。

これは消費者の意に反して会員登録をさせ、高額な利用料金を請求するワンクリック請求とよばれる詐欺的な商法です。



- ①怪しいWebサイトは不用意にアクセスしない、クリックしないようにしましょう。
- ②慌ててサイト事業者に連絡をすることはやめましょう。
- ③請求が来ても、身に覚えがなければ「無視」をしましょう。



社会保険事務所(注1)の職員や、自治体職員を装って電話をかけ、医療費や、保険料などの還付や過払い金があると騙し、言葉巧みに銀行やコンビニエンスストアのATMへ誘導。指示に従ってATMを操作するように要求し、指定口座に現金を振り込ませようとするものです。

(注1)社会保険事務所は、現在「年金事務所」となっているため、存在しません。



- ①還付金をATMを使って返還することはありません。ATMを操作させようとする相手には注意しましょう。
- ②電話の主が名乗っている機関が実在するか、還付金の返還の連絡をしたかを地元の行政機関に連絡をして確認しましょう。



過去に原野商法（値上がりの見込みがほとんどないような山林などを将来値上がりするかのように巧みな語り口で偽って販売する商法）の被害にあった人の、なんとか処分したいという心理につけこんで、その土地が高値で売れると持ち掛け、測量サービスや整地工事、草刈や広告、別の土地の購入などの新たな契約を結ばせる二次被害が増加しています。



- ①業者の言うことをうのみにせず、契約前に土地の状況について自分で調べ、慎重に判断しましょう。
- ②訪問販売や電話騒動販売で契約した場合は、法定書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができます。



格安通販ショップで有名ブランドのバックを注文し、事業者の銀行口座に入金後、粗悪なコピー商品が届いた。すぐに事業者に返品希望をメールで伝えたが返事がなく、一切の連絡が取れなくなってしまった。

その他には、入金後、数日経っても商品が届かないなど、通信販売のトラブルが増えています。



これだけは
覚えておこう！

①購入前に、必ず購入先事業者の「名称、代表者名や個人名、住所、電話番号」を確認し控え、購入画面などをプリントして保存しておきましょう。

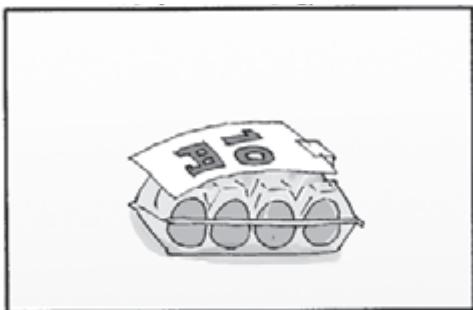
②販売価格があまりにも安価であるなど、疑わしい場合は購入を控えるようにしましょう。



無料の点検サービスを装い業者が自宅に訪問し、嘘の事実を告げて消費者を不安に陥れ、高額商品を売りつける商法です。古くからある商法で、さまざまな種類があります。
→布団の無料点検で、高額の寝具を売りつけられた
→床下の点検で、シロアリ駆除サービスを契約させられた



- ①業者は一度家にあげるとなかなか帰りません。簡単に家に上げないようにならう。
- ②無料点検は、消費者のためではなく業者がカモを見つけるためにやっているものです。
- ③一度契約すると、次々と別の販売員がきて同様の被害にあってしまうケースも多々あります。



狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、買わなくては損といったような催眠状態を作り出して、冷静な判断ができぬ高揚した雰囲気の中で高額な商品を売りつける商法です。

商品を購入したりサービスを受けたりしたところ、非常に素晴らしい、効果の高いものであったという「体験談」を利用して、あたかも自分にも同様の効果があるかもと思わせ、商品を売りつけることもあります。



① 惡しげな会場へは誘われても近づかないようにしましょう。

② 雰囲気に惑わされず、本当に自分に必要なものかどうかを冷静に判断しましょう。



公的機関の職員や公的機関と紛らわしい組織をかたり、住宅や事務所などを訪問し、「義務づけられた」「法律が変わった」と「消火器」「ガス警報器」などの交換をせまり壳りつける手口や、「個人情報」の流出を調査し消去するための削除料を要求する手口など、消費者の善意や義務感に付けこみ、壳りつける商法です。



①突然の訪問者や不審な電話には注意しましょう。公的機関の名前を出されてもすぐに信用してはいけません。

②「義務」や「法律」の言葉をうのみにせず、自分でも直接、関係機関に問い合わせることが大切です。



「あなたの作品はすばらしい」と褒め上げ、「趣味で作成した俳句・短歌などを新聞や文芸書に掲載しないか」「絵画や陶芸作品などを展覧会へ出展しないか」と契約を迫り、高額な掲載料や出展費用を請求する商法です。

いったん契約を結ぶと、同様の勧誘が、他社も含めて短期間に次々入ってくるケースもあります。

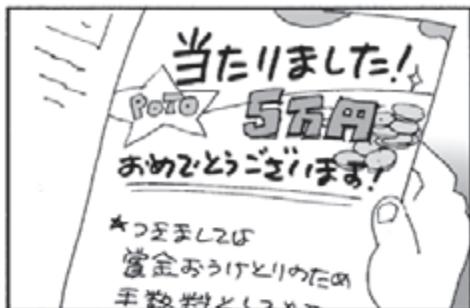


これだけは
覚えておこう!

①相手は言葉巧みに作品を賞賛し契約を迫ってきますが、冷静に対応しましょう。

②契約の意思がないのであれば、執拗に勧誘をされてもきっぱりと断りましょう。





「当選した!」「賞金〇万円!」などとあたかも海外宝くじや賞金などが当選したかのようなダイレクトメールが届き、賞金を受け取るために「手数料」「審査料」として金銭やクレジットカード番号などの個人情報を求めたりする商法です。申込みをして料金を支払っても、事業者からは連絡がなく、賞金を受け取れることはほとんどありません。返金を望んでも、事業者と連絡が取れないケースがほとんどです。

これだけは
覚えておこう!



- ①申込みをしていない海外宝くじや賞金などが当選することはありません。
- ②怪しいダイレクトメールが届いても、何もせず無視しましょう。

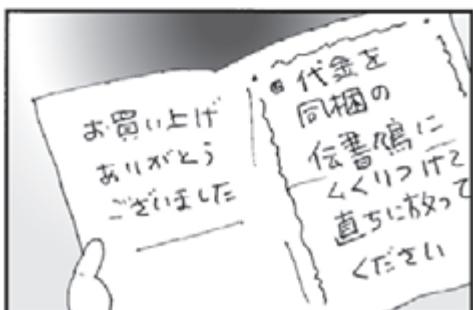


息子や孫を騙って電話をかけ、「女性とトラブルになっている」「会社のお金を使い込んだ」などといった理由を伝え、「今日中にお金が必要なので振込んで欲しい」と要求する「振込型手口」のほか、「自分は動けないので、代わりの者が取りに行くので渡して欲しい」と、現金やキャッシュカードを直接自宅に取りに来る「受取型手口」も増えています。



①電話の中で、即日の振込みや現金の受取を求められたら「詐欺の電話」と疑いましょう。

②いったん電話を切り、一人で悩ます、必ず誰かに相談しましょう。



注文を受けていない商品を送りつけ、代金を請求する商法です。着払いいで代金を求める手口のほかに、商品と一緒に現金書留の封筒が届き、その後電話などで脅すような口調で支払いを迫られ、怖くなったり消費者が指示に従いお金を払ってしまうケースもあります。



- ①もし、注文していない商品が送られてきたら、受取拒否をしましょう。
- ②一方的に商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け取りや代金の支払い義務はありません。万一、商品を誤って受取っても、直ちに処分することができます。

14 住宅リフォームトラブル



住宅リフォーム工事において、「訪問販売で屋根の塗装工事を契約したが、契約金額を修正液で消され、書き直された」「リフォーム工事を契約したが、請求金額が最初の金額より1.5倍高い」「洗面所のリフォームをしたが、施工がずさんで請求額が見積もりと違う」など、契約に伴うトラブルが多く発生しています。



- ① 見積もりを複数の事業者から取って、金額と工事内容を確認しましょう。
- ② 工事内容について事業者と話し合ったことは記録に残しましょう。
- ③ 工事に依頼するに当たっては、必要性をよく検討しましょう。



高齢社会が急速に進展する中、有料老人ホームにおける消費者トラブルが増えています。

「入居をキャンセルしたのに入居申込金が返ってこない」「1年半で退去したのに、入居一時金がほとんど返還されない」などの「契約・解約」に関するトラブル、「月額利用料金を突然値上げすると言われた」など「価格・料金」に関するトラブルがあります。



①契約する前に、入居一時金などの費用が解約したときに戻ってくるかなどについて十分説明を受けるようにしましょう。

②見学や体験入居により、サービス内容などの確認と比較検討を十分におこないましょう。

16 エンディングノートと遺言書



● エンディングノートとは

自分の人生をどう締めくくるかを考え、書式、形式にこだわらず気軽に自分の意思を書ける記入式ノートのことです。①病気になった時の延命治療の有無 ②葬儀に対する希望 ③財産や貴重品の情報など、存命中や亡くなった後、家族に負担をかけないようにするために書き記すものです。さまざまなタイプの記入式ノートやパソコンで作成するものなど自分の好きな形で残せるところがエンディングノートの利点です。

● 遺言書とは

遺産の処分方法等について、本人の最終意志をあらわしたものです。遺産分割の方法などを書き記す場合は、民法で法的拘束力のある遺言書を残します。遺言書で遺産分割の方法を指定してあれば、本人の意思に沿って財産を処分できます。一般的な遺言書は3種類あり、それぞれに利点・欠点があります。

①自筆証書遺言・・・遺言者本人が全文、日付、氏名を自筆で書き、押印して作成する遺言。

②公正証書遺言・・・公証役場において公証人が遺言者の趣旨を口述筆記し作成する遺言。作成された遺言書は公証役場で保管される。

③秘密証書遺言・・・遺言者本人が作成した遺言書を、公証人に遺言書の「内容」を秘密にしたまま「存在」のみを証明してもらう遺言。

詳しい作成方法は、公証役場、弁護士、司法書士、税理士などにご相談ください。

● エンディングノートと遺言書の違い

	エンディングノート	遺言書
法的拘束力	なし	あり
作成方法	書き方に制限なし	書き方に制限あり
費用	数百円から	数百円から数万円*
遺産相続	できない	できる
医療・介護などの生前希望	できる	できない



*公証人の手数料は1万1000円から(令和2年4月1日現在)



●終活とは

「人生の終焉をより良く迎えるため、事前に準備すること」です。事前に身辺整理をすることで「残された人に迷惑がかからないようにし、余生を安心してより良い暮らしにする活動をいいます。その中でも、生前のうちに考えておきたい「葬儀」と「お墓」についてみてみましょう。

●葬儀について

家族や身内を中心にこいんまりした「家族葬」や火葬のみでスマセてしまう「直葬」、従来の葬儀の形式にこだわらない「自由葬」など葬儀の形態や内容も多様化しています。

生前に葬儀の事前準備をする場合、葬儀の規模、葬儀の形式（宗教、または無宗教）など、あらかじめ自分の希望を整理し、葬儀の予算などを複数の葬儀社から見積りをとり、内容を理解し確認した上で契約するようにしましょう。

●お墓について

社会の変化にあわせてお墓も多様化してきています。墓石の代わりに樹木などをシンボルとして、遺骨を地中に直接埋葬する「樹木葬」、遺灰を海などにまく「散骨」、少子化、未婚化の増加で家墓の維持が難しくなってきたことから、血縁を超えた人たちで入る「合葬墓」や継承者を必要としない「永代供養墓」を考える方も増えています。

どのような埋葬方法にするかなど含め、墓地やお墓などを選ぶ際には、急いで決めずに時間をかけて家族と話し合いながら決めることが大切です。





●成年後見制度とは

認知症や精神上の障害により判断能力が低下すると、財産管理が困難になったり契約などでトラブルに巻き込まれたりする危険性が高くなります。そのような状態の方の財産と権利を保護し、不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立てて成年後見人（親族または、弁護士、司法書士などの専門家）を選任する制度です。

●制度を利用するには

成年後見制度の利用申立は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者などのほか、本人に身寄りがない場合等には区市町村長が行うことができます。成年後見人等の選任は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて行われます。

●成年後見制度の種類

成年後見制度には、**任意後見制度**と**法定後見制度**の2種類があります。成年後見制度を利用して日用品の購入やその他日常生活に関する行為は本人が単独で行うことができます。

①任意後見制度・・・判断能力が衰える前

将来のために自分を援助してくれる人や、援助してくれる内容をあらかじめ決めておくことができます。

②法定後見制度・・・判断能力が衰えた後

法定後見制度は既に精神上の障害がある場合に利用できます。障害の程度によって後見、保佐、補助に分けられます。

詳しくは、最寄りの裁判所や区市町村担当窓口、地域包括支援センターへご相談ください。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為※	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為※
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為	特定の事項(借金、訴訟、新築や増改築等)についての行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為※

※本人の同意が必要



訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！



「クーリング・オフ」とは、訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間内で「あれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

● クーリング・オフ制度の手順（ハガキの場合）

1

契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあります）に、書面で通知します。

2

ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3

ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

4

支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

● ハガキの書き方の例

※電子媒体（電子メール等）でも同様の文面で通知できます。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ×××× 口口営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇



● クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。



飯田橋四コマ劇場 ~ アニキとコ・ブ・ンが指南!? 安心セカンドライフへの道 ~

令和6年1月発行

登録番号(5)21

編集・発行 東京都消費生活総合センター 活動推進課
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
電話 03-3235-1157
ホームページ
「東京くらしWEB」<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>

イラスト 佐藤正明

監修 弁護士 高木 篤夫

協力 中日新聞・東京新聞

印刷・デザイン 正和商事株式会社

本誌掲載の記事、漫画の無断複写、複製、転写を禁じます。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

(日・祝日・年末年始はお休みです。)

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

【消費生活相談】

受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時

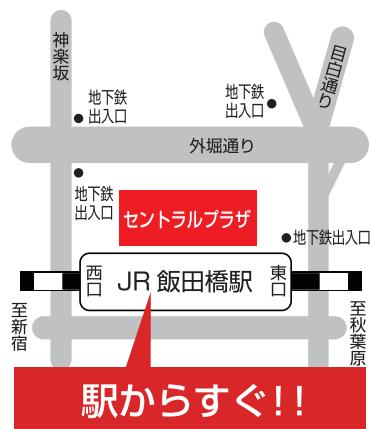
☎03-3235-1155

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし☎188

相談できる曜日・時間帯は
相談窓口により異なります。



駅からすぐ!!